



今年の8月は記録的な猛暑日の連日記録が話題となりましたが、9月になってもまだ暑い日が続いています。早く「ちょうどよい気候」を感じられる季節になってほしいものです。

さて、今回は比較的馴染みのある『**収入印紙**』について情報提供させていただければと思います。知っておくと「ちょっとお得」な収入印紙の購入方法もお話させていただきますので、最後までご覧になってください。



**収入印紙**とは、印紙税という税金を支払うために用いられる証書です。

契約書や領収証に貼られるのが一般的ですが、印紙税が課される理由はその取引に伴って生じる経済的利益があると推定されるからです。

※ 最近増えているクラウドサインなど電子契約の場合は印紙税はかかりません。収入印紙も不要です。

## 1 契約関係書類での注意点

契約関係の書類は主に「売買に関する契約書」、「請負に関する契約書」などが一般的かと思いますが、特に「**業務委託や請負に関する契約書**」については注意が必要です！



通常は「**第2号文書**」に該当します。契約金額に応じた印紙税を納付することになります。

(例) 契約金額 200万円 ⇒ 印紙税 400円  
(令和5年8月時点)



印紙税の対象となる課税文書(一部抜粋)

号	文書の種類
第1号文書	不動産、鉱業権、無体財産権、船舶もしくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書
	その他 消費貸借や運送に関する契約書 など
第2号文書	請負に関する契約書
第7号文書	継続的取引の基本となる契約書

しかし!!

総体的な金額を算出できない文書については「**第7号文書**」となってしまいます。

例えば・運送料は、1㎡あたり2,000円とする…  
・保守料の契約期間は、〇年〇月より有効とする…

第7号文書になると  
一律『**4,000円**』印紙税を納付することになる。

また、税務調査でこのような指摘を受けた場合、本来納付税額の2倍の過怠税を納付することになる。

本来納付税 4,000円 + **過怠税 8,000円** - 既納付税 400円 = **11,600円**  
本来納付税額の2倍 追加納税額



第7号文書にならないようにするには??

「**契約単価**」「**予定数量**」「**契約期間**」の三つの要素にて総体的な金額が算出できるようにする。また、「予定数量」などで上限、下限の幅があるような契約については、**下限の金額**にて、印紙税の納付金額を算出することとなっています。

## 2 収入印紙の購入方法

通常、収入印紙は郵便局やコンビニなどいわゆる「**印紙売渡し場所**」での購入となります。これらの場所で購入すると、「**税金**」としての購入となり、消費税の扱いも「**非課税**」となります。しかし、金券ショップなどで購入すると、「**単なる物**」としての購入となり、消費税の扱いも「**課税仕入**」となります。

通常、200円の収入印紙ですと198円くらいで購入することができ、さらに消費税の仕入税額控除もできることとなりますので、覚えておくと少し得をするかもしれませんね。